

平成30年度答申第16号  
平成30年6月7日

諮問番号 平成29年度諮問第58号（平成30年3月7日諮問）  
審査庁 国土交通大臣  
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯

- (1) 平成28年5月24日15時40分頃、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の運転する普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）が、一般国道a号上り線A地付近路上において、車道と歩道の上に設置されていた縁石（以下「本件縁石」という。）に接触し（以下「本件接触」という。）、本件縁石が損傷し、タイヤがパンクした本件車両がそのまま進路先の歩道内に設置されていた電柱に衝突するという事故（以下「本件事故」という。）が発生した。
- (2) 本件事故の現場道路（以下「本件道路」という。）を管理するB地方整備局C国道事務所D国道維持出張所（以下「本件出張所」という。）の道路巡回員は、平成28年5月25日に審査請求人から本件縁石を損傷した旨連絡を受け、同月26日に本件縁石の損傷を確認し、後日、管内の維持修繕工事を受注する業者に指示し、復旧作業を行った。
- (3) 本件出張所は、平成28年9月27日、自動車安全運転センターE事務

所から取得した交通事故証明書により、審査請求人が本件事故の当事者であり、本件縁石の損傷の原因者であると特定した。

- (4) 他方、審査請求人は、平成28年9月16日、本件事故の原因は、本件縁石の端が斜めに切り下げた形状（以下「斜め形状」という。）とされていなかったことによるもので、本件縁石が本来の縁石としての機能を果たしていなかったから、本件道路の設置には瑕疵があると主張して、国に対し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）2条1項に基づき、本件車両の修理費用等の支払を求める訴訟（C地方裁判所事件番号b）を提起した。C地方裁判所は、平成29年4月14日、上記訴訟について、本件道路の設置又は管理に瑕疵があるということはできないとして、審査請求人の請求を棄却する旨の判決をした（同年5月22日、確定）。
- (5) B地方整備局長（以下「処分庁」という。）は、平成29年10月16日付けで、審査請求人に対し、道路施設損傷復旧費負担命令書を発して、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、本件道路の施設の復旧費2万2046円（本件縁石の取替費用及び応急処理に要した費用の合計額）の負担を命じる旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (6) 審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、平成29年12月19日付けで、本件審査請求をした。
- (7) 審査庁は、平成30年3月7日、本件審査請求は棄却すべきであるとして、当審査会に諮問をした。

以上の事案の経緯は、諮問説明書、審査請求書、交通事故証明書、「道路施設損傷復旧費負担命令書及び附帯請求額請求書」及び事件番号b損害賠償請求事件判決文から認められる。

## 2 関係する法令の定め

### (1) 原因者負担金について

道路法58条1項は、道路管理者は、他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

なお、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう（同法22条1項）。

(2) 道路の構造の原則について

道路法29条は、道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない旨規定する。

(3) 道路の維持又は修繕について

道路法42条1項は、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない旨規定する。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件縁石の損傷の原因は、本件縁石が斜め形状とされておらず、簡単に破壊、飛散する形状であったこと、本件縁石が本来の縁石としての機能を果たしていなかったことにあり、本件処分は道路法29条及び42条に違反している。

(2) 2つの縁石に側面から衝突した場合、片方だけ割れることはあり得ない。処分庁が提出した写真にある2つの石は、どこかにあった石ではないか。

また、事故車を撮影した写真からは、本件車両が側面衝突した状態でないことが認められる。現場検証に来た警察官も本件車両は本件縁石の端の部分に衝突したと証言している。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であるところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 原因者負担金制度は、公共用物としての道路の迅速な機能復旧を図るといふ公益目的の手段として、道路管理権限に基づく行政上の裁量により、特段考慮すべき事情がない場合は、損傷の行為者が特定できれば、その事実関係を基礎として、原則として当該行為者に対して機能復旧に要した費用を納付するよう命じる権限を道路管理者に公法上特別に付与したものと解される。

そして、本件処分については、審査請求人が本件縁石を損傷させたことについて認めており、その行為が道路法58条1項に規定する「他の行為」に当たることは争いがないことから、上記「特段考慮すべき事情」があるかどうか問題となる。

2 審査請求人の主張は、上記「特段考慮すべき事情」として、本件縁石の設置が道路法29条及び42条に違反している旨指摘するものと解される。

しかし、本件縁石は、車道と路肩の区別の機能を果たすものとして利用されていたと認められ、縁石本来の目的及び機能を果たし得るものであったといえ、また、形状及び材質についてみても、本件縁石は斜め形状とはされていなかったが、縁石一般について斜め形状とすることが法令により必要とされているわけではなく、そのような形状とされる場合でも、車道を走行中、誤って縁石に接触する車両を念頭に置いたものとは考えられないのであるし、特に本件縁石について、車両が接触・衝突した場合に容易に破壊、飛散するようなものであったとも認め難い。

本件縁石が道路法29条及び42条に違反して設置されたものとは認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。

- 3 よって、本件処分について、上記「特段考慮すべき事情」は見当たらないから、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 第3 調査審議の経緯

当審査会は、平成30年3月7日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同年4月12日、同年5月24日及び同年6月1日の計3回の調査審議を行った。

なお、審査請求人に対し、主張書面又は資料の提出期限を平成30年3月28日とする旨通知したが、期限までにいずれも提出はなかった。

### 第4 当審査会の判断

#### 1 審理員の審理手続について

##### (1) 審理員の指名

審査庁は、平成29年12月21日、本件審査請求を担当する審理員として、道路局道路交通管理課企画専門官のPを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

##### (2) 審理手続

ア 処分庁は、平成30年1月18日付けで、審理員に対し弁明書及び資料を提出し、審査請求人は、同月31日付けで、審理員に対し反論書及び資料を提出した。

イ 審理員は、平成30年2月26日、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を同年3月5日までに審査庁に提出する予定である旨を通知した。

ウ 審理員は、平成30年3月5日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

## 2 本件処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 上記認定に係る事案の経緯及び関係資料（「道路施設損傷復旧費負担命令書及び附帯請求額請求書」、位置図、事故概要、復旧状況及び交通事故証明書）によれば、本件縁石は本件接触により損傷したこと、これにより本件道路について縁石の取替え及び応急処理の必要が生じたこと、及びその工事等の費用は合計2万2046円であったことが認められる。

そうすると、本件接触は、「他の行為」に、上記費用は、「他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用」（道路法58条1項）に当たり、また、審査請求人が「他の行為につき費用を負担する者」（同項）に当たるというのが相当である。

(2) 審査請求人は、本件縁石の損傷の原因は、本件縁石が斜め形状でなく、簡単に破壊、飛散するものであったこと、本件縁石が本来の縁石としての機能を果たしておらず、本件縁石の設置が道路法29条及び42条1項の規定に違反するものであったことにあるなどとして、本件縁石の復旧費用は審査請求人に負担させるべきでない旨主張するものと解される。

この点、道路法58条1項は、道路管理者は、他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定するところ、費用を負担させることが社会通念上著しく妥当性を欠くというべき特段の事情が存する場合には、同項に基づく原因者負担金負担命令が違法となるものと解するのが相当である。審理員及び審査庁は、このような観点から審査請求人の上記主張を捉えた上で、本件処分が社会通念上の妥当性を欠くと評価すべきような特段の事情の有無について検討したものと解され、その判断の枠組みは妥当である。

そして、審理員の意見及び審査庁の判断は、本件処分について、上記特段の事情は存在しないと認定に基づくものであるところ、関係資料（事故概要、復旧状況、交通事故証明書及び事件番号b損害賠償請求事件判決文）によれば、本件縁石は、路肩と歩道の上に設置されており、車道と路肩を区別し、歩行者や自転車利用者の安全を確保するという縁石本来の目的及び機能を果たすものであったといえることのほか、通常の縁石と同様の規格の形状及び材質で、10cm以上の根入りをもって設置されており、

本件縁石に問題があったとは認められないことに加え、本件事故は本件車両が大破するような態様であったことが認められ、これらの事情を考慮すれば、審理員及び審査庁の上記認定は相当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	小	早川	光郎
委	員	山	田	博